

令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務仕様書

1 業務名称

令和 6 年度糸満市障害福祉サービス事業所におけるモデル B C P 策定業務

2 業務の期間

覚書締結日～令和 7 年 3 月 1 4 日（金）まで

3 目 的

糸満市は、糸満市内の障害福祉サービス事業所に対し、B C P の作成支援を通じ、市域の障害福祉サービス事業所及びその利用者の災害時における避難行動の有効性を高めるとともに、個別避難計画作成時の補完資料となる糸満市版 B C P（モデル B C P）を作成し展開することで、災害時における同利用者（避難行動要支援者）に対する円滑な支援環境を構築することを目的とする。

4 目指すモデル B C P

B C P と個別避難計画をより実効性のあるものにするため、施設全体の避難手順や対応等と個別避難計画に関連性を持たせ、連携を可能にする糸満市内障害福祉サービス事業所向けの B C P 様式とする。

避難行動要支援者が利用している障害福祉サービス事業所が将来個別避難計画作成を請け負うことを見据え、負担軽減となるよう項目を共通化するなど配慮する。

5 具体的な取組案

- (1) 障害福祉サービス事業所による B C P（素案）の提供を受ける
- (2) 提供を受けた内容の実効性を精査、課題の洗い出し作業
- (3) 福祉事業者と月 1 回（計 3 回）程度のヒアリング（打ち合わせ）の実施
- (4) 糸満市の実態に即したモデル B C P の作成
- (5) モデル B C P を活用した事業所の B C P 作成

6 提携概要

提携事業者	事業所の B C P 作成を通じてモデル B C P 作成に協力すること
	作成した B C P を糸満市に共有すること
	必要に応じ訓練等を実施すること
糸満市	モデル B C P 作成を通じて事業所の B C P 作成に意見をすること
	完成したモデル B C P を共有すること
	必要に応じ事業所の訓練等に参加（意見）すること

7 留意事項

- (1) ヒアリング会場は糸満市役所庁舎会議室又は提携事業所の事業場とし、概ね月に 1 回 2 時間程度実施する。
- (2) 糸満市とやりとりする書類について、市への情報提供の同意を得られていない利用者個人情報等は黒塗りするなどの配慮をすること。
- (3) B C P 作成にかかる事務費は福祉事業所が負担する。(糸満市からの補助はない)
- (4) 提携事業所の B C P の完成が見込めない場合、またはモデル B C P の作成に協力ができない場合、糸満市は本提携を解除することがある。
- (5) 本業務は B C P 作成を糸満市が代行するものではなく、あくまで B C P の作成主体は障害福祉サービス事業所にある。

8 成果品の提出について

作成した計画書の複本を令和 7 年 3 月 1 4 日（金）までに糸満市へ提出すること。

9 その他

- (1) 本業務の詳細や工程等の管理については、糸満市と十分に協議すること。

- (2) 本業務に関連する個人情報の取り扱いについては、十分留意して情報が外部に漏洩しないよう対策を講じることとし、提携期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方で協議を行い定める。